

茨木市街かどデイハウス支援事業補助団体選考委員会設置要綱

(設置)

第1 茨木市街かどデイハウス支援事業補助要綱（平成17年4月1日実施）に基づき市が補助金を交付する街かどデイハウス事業を実施する団体（第2において「運営団体」という。）の選考を適正に行うため、茨木市街かどデイハウス支援事業補助団体選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 選考委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 運営団体の選考基準について検討を行うこと。
- (2) 運営団体を選考すること。
- (3) その他運営団体の選考に関すること。

(組織)

第3 選考委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 健康医療部長
- (2) 健康医療部長寿介護課長
- (3) 福祉部地域福祉課長
- (4) 福祉部福祉指導監査課長
- (5) 健康医療部に属する者であって、あらかじめ健康医療部長が指名する理事又は参事

(委員長等)

第4 選考委員会に委員長を置き、委員長は健康医療部長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5 選考委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6 選考委員会の庶務は、健康医療部において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、選考委員会について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。